新旧対照表（抄）

○　中央区地域公共交通会議設置要綱（平成２０年７月１日２０中土管第１７９号）

新	旧
（目的） 第１条　この要綱は、区民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に向けた協議を行うため、道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第９条の２の規定に基づき、「中央区地域公共交通会議（以下「会議」という。）」を設置し、必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） 第１条　この要綱は、コミュニティバスの利用実態を調査し、旅客の利便性を向上するための施策を協議するため、道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第９条の２の規定に基づき、「中央区地域公共交通会議（以下「会議」という。）」を設置し、必要な事項を定めることを目的とする。
（協議事項） 第２条　会議は、次に掲げる事項を協議する。 一から三まで　（略） 四　中央区の交通施策を総合的に推進するための計画及び当該計画の内容を具現化し、実行するための戦略に関する事項 五　前各号に掲げるもののほか、会長が必要であると認める事項	（協議事項） 第２条　会議は、次に掲げる事項を協議する。 一から三まで　（略） 四　前三号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項
（構成及び構成員の任期） 第３条　会議は、別表に掲げる専門分野の知識を有する者及び役職にある者をもって構成する。 ２　区長は、前項に規定する者を構成員として委嘱し、又は任命する。 ３及び４　（略）	（構成及び構成員の任期） 第３条　会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。 ２　区長は、別表に掲げる職にある者を構成員として委嘱し、又は任命する。 ３及び４　（略）
（会長） 第４条　（略） ２　会長は、学識経験を有する者のうちから、区長が指名する者とする。	（会長） 第４条　（略） ２　会長は、環境土木部長とする。 ３　（略）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>３　（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>（招集及び関係者の出席）
第５条　（略）
２　構成員は、会議への出席を第３条第１項に規定する者と同等の資格を有する者に委任することができる。
３　（略）</td><td>（招集及び関係者の出席）
第５条　（略）
２　構成員は、会議への出席を別表に掲げる職にある者と同等の資格を有する者に委任することができる。
３　（略）</td></tr>
<tr><td>（部会）
第７条　第２条各号に規定する事項に係る専門的事項を調査し、及び審議するため、必要に応じて会議に部会を置くことができる。
２　（略）</td><td>（部会）
第７条　会議に第２条に規定する事項に係る専門的事項を調査し、及び審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。
２　（略）</td></tr>
<tr><td>別表（第３条関係）
<table><tr><th>区　　分</th><th>専門分野又は役職</th></tr><tr><td>学識経験を有する者</td><td>都市交通分野</td></tr><tr><td>関東運輸局長又はその指名する者</td><td>国土交通省
関東運輸局東京運輸支局首席運輸企画専門官</td></tr><tr><td rowspan="2">道路管理者</td><td>国土交通省東京国道事務所交通対策課長</td></tr><tr><td>東京都建設局第一建設事務所管理課長</td></tr><tr><td rowspan="3">交通管理者</td><td>警視庁交通部交通規制課交通技術担当管理官</td></tr><tr><td>警視庁中央警察署交通課長</td></tr><tr><td>警視庁久松警察署交通課長</td></tr></table></td><td>別表（第３条関係）
<table><tr><th>区　　分</th><th>職</th></tr><tr><td>関東運輸局長又はその指名する者</td><td>国土交通省関東運輸局東京運輸支局首席運輸企画専門官</td></tr><tr><td rowspan="2">道路管理者</td><td>国土交通省東京国道事務所交通対策課長</td></tr><tr><td>東京都建設局第一建設事務所管理課長</td></tr><tr><td rowspan="5">交通管理者</td><td>警視庁交通部交通規制課交通技術担当管理官</td></tr><tr><td>警視庁中央警察署交通課長</td></tr><tr><td>警視庁久松警察署交通課長</td></tr><tr><td>警視庁築地警察署交通課長</td></tr><tr><td>警視庁月島警察署交通課長</td></tr><tr><td>一般乗合旅客</td><td>東京都交通局自動車部計画課長</td></tr></table></td></tr>
</table>

新		旧	
	警視庁築地警察署交通課長	自動車運送事業者	
	警視庁月島警察署交通課長		日立自動車交通株式会社取締役統括部長
一般乗合旅客自動車運送事業者	東京都交通局自動車部計画課事業改善担当課長	一般旅客自動車運送事業者が組織する団体	社団法人東京バス協会専務理事
	日立自動車交通株式会社取締役統括部長		
一般旅客自動車運送事業者が組織する団体	一般社団法人東京バス協会乗合業務担当課長	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	東京都交通運輸産業労働組合協議会 バス部会事務長（東京交通労働組合自動車部長）
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	東京都交通運輸産業労働組合協議会 バス部会事務長（東京交通労働組合自動車部長）	住民又は旅客の代表	京橋地域町会連合会会長
住民又は旅客の代表	京橋地域町会連合会会長		日本橋地域町会連合会会長
	日本橋地域町会連合会会長		月島地域町会連合会会長
	月島地域町会連合会会長		中央区商店街連合会会長
	中央区商店街連合会会長		中央区工業団体連合会会長
	中央区工業団体連合会会長		中央区観光協会会長
	中央区観光協会会長		江戸バス利用者代表（モニター３名）
中央区長又はその指名する者	企画部長	中央区長又はその指名する者	企画部長
			総務部長
			区民部長
			福祉保健部長

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>者</td><td>総務部長</td></tr>
<tr><td></td><td>区民部長</td></tr>
<tr><td></td><td>福祉保健部長</td></tr>
<tr><td></td><td>都市整備部長</td></tr>
<tr><td></td><td>教育委員会事務局次長</td></tr>
<tr><td></td><td>環境土木部長</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>都市整備部長</td></tr>
<tr><td></td><td>教育委員会事務局次長</td></tr>
<tr><td></td><td>環境土木部長</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>附　則
この要綱は、平成２３年１１月１日から施行する。</td><td></td></tr>
</table>